

箕輪町融資制度のご案内



令和8年度

借入れに際しての経営者の心構え

- 経営者は常に事業の実態を把握し、将来性のある事業計画をたてましょう。
- 事業の内容を示すものは経理です。事業の経営内容がわかるように日頃から正しく帳簿を整理しておくことが大切です。
- 普段から商工会や金融機関と密接なつながりを持ち、信用を高めましょう。
- 無理のない借入計画をたてましょう。必要以上の借入れはますます経営を圧迫し、企業の命取りにつながります。

箕輪町商工業振興資金融資制度

中小企業の皆さんが、事業の発展と経営の安定のために必要な資金を金融機関から円滑に調達できるよう、長野県信用保証協会（以下：保証協会）の保証を受け、金融機関を通じて低利融資を行うものです。町が、金融機関に対して資金を預託することにより利率を引き下げるとともに、保証協会への保証料の全額又は一部を負担及び利子の一部を補助しています。

中小企業の範囲

資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。

業種	資本金	常時使用する従業員数	
下記以外の産業	3億円以下	300人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下	
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
旅館業	5,000万円以下	200人以下	
医業	法人	—	300人以下
	個人	—	100人以下

※会社の役員や、事業主と生計を一にしている三親等以内の親族は従業員に含まれません。

ご利用いただける方

- 原則として町内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業の方。
- 通常の商工業の概念に該当する業種が対象となります。
なお、商工業であっても遊興娯楽業の一部等対象とならない場合があります。

次の場合は利用できません

- ①公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている場合
- ②許認可等が必要な業種でこれを受けずに営業している場合
- ③保証協会等で代位弁済中の場合
- ④金融機関から取引停止の処分を受けている場合
- ⑤制度資金を不正に利用したことがある場合
- ⑥経営の継続の見込みがない場合
- ⑦税や公共料金等の支払いを滞納している場合（分納誓約についても滞納扱いとなります）
- ⑧暴力団及びその関係者が申し込む場合
- ⑨その他町長が適当でないと認める場合

資金使途

中小企業者がその事業を行うために必要な事業資金に限ります。

次の場合は融資の対象になりません

- ・借入金の決済（一部を除く）
- ・投機的資金、生活資金等事業に直接関係のない資金

次の場合は設備資金の対象になりません

- ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ・不動産のうち、先行投資的又は過剰投資的なもの
- ・既に設置取得等がなされているもの
- ・箕輪町外に設置されるもの
- ・乗用車（特別な理由により、車体に企業名等を業務用車両とわかるように社名表示した場合を除く。表示は、概ねB5サイズ以上とし、塗装又は取り外しのできないステッカー等で貼り付けること。）

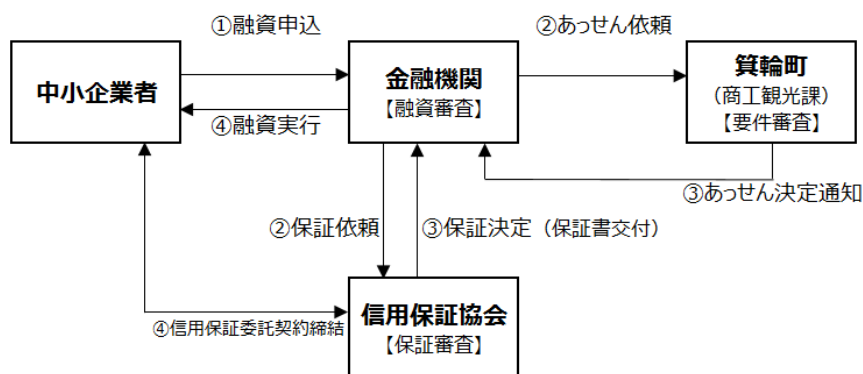
次の場合は融資を取り消します。直ちに償還してください。

- ・現住所からの町外への転居、及び長期にわたり転出するとき。
※町内移転で事務所所在地が変更となる場合は、償還対象となりませんが、箕輪町商工業振興資金貸付条件変更報告書（様式第3号）にて移転後の事業所所在地をご報告ください。
- ・事業を閉鎖または事業が継続不能になりうる時。
- ・他より財産の差押え、または訴訟手続きをうけたとき。
- ・虚偽の申請と認められたとき。
- ・償還金を滞納したとき。

借入れ手続き

融資相談は、経営の内容を説明できる代表者又はその会社に勤務する方が、直接借入を希望する金融機関に決算書等の経営状況のわかる資料を持参して相談してください。

※下記の手続きにつきまして、②あっせん依頼から③あっせん決定通知まで最低5営業日程度必要となります。



取扱金融機関

○お申込みは、融資あっせん申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え下記取扱金融機関へご提出ください。

アルプス中央信用金庫	箕輪支店	電話	79-2205
八十二長野銀行	箕輪支店	電話	79-2182
長野県信用組合	箕輪支店	電話	70-5111

信用保証料

町が全額又は一部を次のとおり負担（補助）します。

資金区分	資金の用途	町保証料負担割合		
		通常	事業者選択型経営者 保証非提供制度活用時の場合	
			0.25%上乗せ	0.45%上乗せ
一般	設備	100%	3/4	2/3
	運転	50%	2/5	1/3
特別小口資金	設備	100%	3/4	2/3
	運転	80%	3/5	1/2
経営安定対策資金 ※運転資金の借換のみ	セーフティネット保証認定企業	100%	3/4	2/3
	取引先企業の倒産防止のための 資金を必要とするもの	80%	3/5	1/2
	経済の変動等に伴い、事業活動に 著しい支障を生じているもの	80%	3/5	1/2

※事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定めるものであり、中小企業者が中小企業信用保険法第3条の2第1項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合に、信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる制度。

※事業者選択型経営者保証非提供制度活用の場合は、上乗せ後の保証料に対して上記の負担割合にて町が一部負担します。

利子補助

借入にかかる利子の一部（貸付利率の0.8%分）を補助しています。

資金区分	資金用途	貸付利率	利子補助	実際の自己負担利率	
一般	設備	2.4%	0.8%	1.6%	
	運転				
特別小口資金	設備	2.0%		0.8%	1.2%
	運転	2.1%			1.3%
経営安定対策資金	運転	2.1%			1.3%

※令和8年度から、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額が補助額となります。

箕輪町商工業振興資金融資制度内容 取扱金融機関：町内の銀行・信用金庫・信用組合各支店

資金名	融資対象者	資金用途	貸付限度	利率	貸付期間	措置期間	保証料 町負担	保証人	担保
設備資金 (一般)	経営の安定又は合理化のための資金を必要とする方	設備資金	1,500万円	年2.4%	10年以内	1年以内	100%	原則として法人代表者以外は不要	必要に応じて徴す
							50%		
運転資金 (一般)	経営の安定又は合理化のための資金を必要とする方	運転資金	1,500万円		7年以内				
特別小口 資金	小規模事業者 従業員数が20人(商業又はサービス業(旅館業・娯楽業を除く)は5人)以下の会社又は個人	設備資金	2,000万円	年2.0%	7年以内	1年以内	100%		徴しない
		運転資金		年2.1%			80%		
経営安定 対策資金	セーフティネット保証 認定企業 ※信用保険法第2条第5項の各号に該当する認定企業						100%		必要に応じて徴する
	取引先の倒産防止のための資金を必要とするもの	運転資金	1,500万円	年2.1%	7年以内	1年以内	80%		
	経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じているもの						80%		

※1 現行の長野県中小企業融資制度例規に準じて取り扱う

※2 詳細は3ページの信用保証料を参照

制度資金申込書類一覧表

必要書類		備考	町提出部数	
あっせん申込書(様式第1号)		役場(金融機関)備付	2	
信用保証委託申込書		※裏面があることに留意 金融機関備付	1	
添 付 書 類	町税等納付納入状況確認同意書(様式第1号の2)		役場(金融機関)備付	
	決算書(個人は確定申告書及び経営状況調書)		借入申込時直近のもの(新規申込者は3期分)	
	試算表		決算期より6ヶ月以上経過の場合	
	許認可証及び登録証		許認可が必要な業種	
	請負工事状況調査表		建設業で許可不要の場合	
	法人現在事項全部証明書(法人に限る)		発行後3ヶ月以内のもの	
	運転	運転資金使途調書(様式第1号の3)	最近の業況等について記載	
	設備	建物・機械等	見積書	宛名は申込人と同一、見積業者印漏れ、見積有効期間に注意
		建物等	設置に伴う許可証	建築確認、農地転用許可書等
			設計図	当該建物等
		機械・車両等	カタログ	当該機械・車両等
	事業内容及び資金計画書(別記様式) (経営安定対策資金の場合のみ)		※裏面があることに留意 役場(金融機関)備付	1
	融資対象者の要件該当確認書類 (経営安定対策資金の場合のみ)		※融資対象者①の要件に該当することを確認できる書類 売上台帳等	1
その他町長が必要と認める書類			1	
その他信用保証協会が必要と定める書類		信用保証を受けるために必要な書類	1	

【信用保証協会提出書類】 町に提出する書類と同様の書類を各1部

【事後提出書類(設備資金の場合のみ)】 設備完了届(様式第4号)

申込時の注意点：①町、保証協会、金融機関と並行して相談をしてください。
②申込日と融資実行日が年度をまたぐことはできませんので、必ず各年度ごと完結してください。

経営安定対策資金の借換制度

- (1) 町の商工業振興資金として借入れた借入金を借り換えるための資金を経営安定対策資金として扱う。この場合次のすべての条件を満たすこと。
- ① 経営安定対策資金の貸付要件に該当すること。
 - ② 返済開始後1年以上経過し、かつ延滞のない借入金を借り換えるための資金であること。
 - ③ 従前の借入残高のみの借り換えとし、本件で一括返済すること。
 - ④ 同一金融機関での借り換えであること。
 - ⑤ 従前の借入金について長野県信用保証協会の別枠保証を利用している場合は、原則として別枠保証を利用すること。
 - ⑥ 従前の借入金について担保を徴している場合は、借り換えに際して担保を徴すること。
 - ⑦ あっせん申込書に、借り換えであること、借り換える対象となる従前の資金の名称、借入年月日及び借入残高を明記すること。
 - ⑧ 責任共有制度対象資金を責任共有制度対象外資金に借り換えることはできない。
 - ⑨ 本資金による借り換えは1回に限られること。
- (2) 利子補給について
- ①借換後の借入金に係る利子補助金交付時に精算して交付します。
 - ②借換時のあっせん申込み提出時に、従前の借入金一括返済に伴う利子補助金の繰上償還事由書・利子補助明細書を添付してください。

箕輪町役場 商工観光課 商工係

〒399-4601 箕輪町大字中箕輪 10286 番地 1
(産業支援センターみのわ内)

TEL 0265-96-8300 FAX 0265-79-0230

E-mail : shokan@town.minowa.lg.jp